

令和 7 年 12 月 9 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料

(令和 7 年 12 月 5 日付託分)

環 境 農 政 局

## 目 次

### 令和7年度11月補正予算

1	令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】	1
2	令和7年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】	3

### 議案（条例その他）その4

3	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局関係】	4
4	神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部を改正する条例の概要	5
5	訴訟の提起の概要	6

# 1 令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
大野山乳牛育成牧場費	44,000	千円 前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		千円 —	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	44,000		県 債	39,000
	8,000	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		—	特 定 財 源	そ の 他	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	8,000		一般 財 源	5,000
県有林事業費	11,605	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		—	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	11,605		県 債	—
	10,085	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		—	特 定 財 源	そ の 他	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	10,085		一般 財 源	11,605
旧社営林事業費	71,269	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		—	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	71,269		県 債	17,000
	168,960	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		—	特 定 財 源	そ の 他	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	168,960		一般 財 源	54,269

事項	限度額	区分	期間	金額	左の財源内訳		
治山事業費	126,468	前年度末までの支出(見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	126,468		県債	69,000
						その他	—
						一般財源	57,468
保安林改良事業費	4,400	前年度末までの支出(見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	4,400		県債	3,000
						その他	—
						一般財源	1,400
水源林整備事業費	247,795	前年度末までの支出(見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	247,795		県債	—
						その他	—
						一般財源	247,795

## 2 令和7年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新規設定)

事項	限度額	区分	期間	金額	左の財源内訳		
丹沢大山保全・再生対策事業費	25,000	前年度末までの支出(見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	25,000		県債	—
						その他	25,000
						繰越金	—
水源林整備事業費	117,415	前年度末までの支出(見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	117,415		県債	—
						その他	117,415
						繰越金	—
水源林土壤保全対策事業費	381,164	前年度末までの支出(見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	381,164		県債	—
						その他	381,164
						繰越金	—

### 3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局関係】

#### （1）改正の趣旨

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正を行うものである。

#### （2）改正の内容

##### ア 令和8年度の権限移譲に伴う改正〔2項目〕

（ア）土地改良法等に基づく施設管理土地改良区が一般社団法人又は認可地縁団体へ組織変更する際の認可等を行う事務を相模原市に移譲するもの

（イ）農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等を行う事務を湯河原町及び愛川町に移譲するもの

##### イ 土地改良法の一部改正に伴う改正〔1項目〕

土地改良法の一部改正により、情報通信環境整備事業の計画の認可の事務等が創設されたことに伴い、横浜市及び相模原市に移譲している事務を追加するもの

#### （3）施行期日及び経過措置

##### ア 施行期日

令和8年4月1日

##### イ 経過措置

この条例の施行の日前にされた土地改良法第57条の9第1項（同法第57条の10及び第84条において準用する場合を含む。以下同じ）、第57条の11第1項（同法第57条の13及び第84条において準用する場合を含む。以下同じ）又は第83条の2第2項若しくは第3項に規定する認可の申請に係る同法第57条の9第1項、第57条の11第1項、第57条の12第2項（同法第57条の13及び第84条において準用する場合を含む）及び第83条の2第2項から第4項までの規定による事務については、なお従前の例による等、所要の経過措置を設ける。

#### 4 神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部を改正する条例の概要

##### （1）改正の趣旨

花と緑のふれあいセンターの経営改善に向け、利用料金の上限額の引き上げを行うため、所要の改正を行うものである。

##### （2）改正の内容

利用料金の上限額を引き上げる。（別表関係）

##### （3）施行期日及び経過措置

###### ア 施行期日

令和8年4月1日。ただし、（3）イの規定は公布の日。

###### イ 経過措置

神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立花と緑のふれあいセンターの利用に係る利用料金について、改正後の別表の規定の例により、神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例第12条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

## 5 訴訟の提起の概要

### （1）要旨

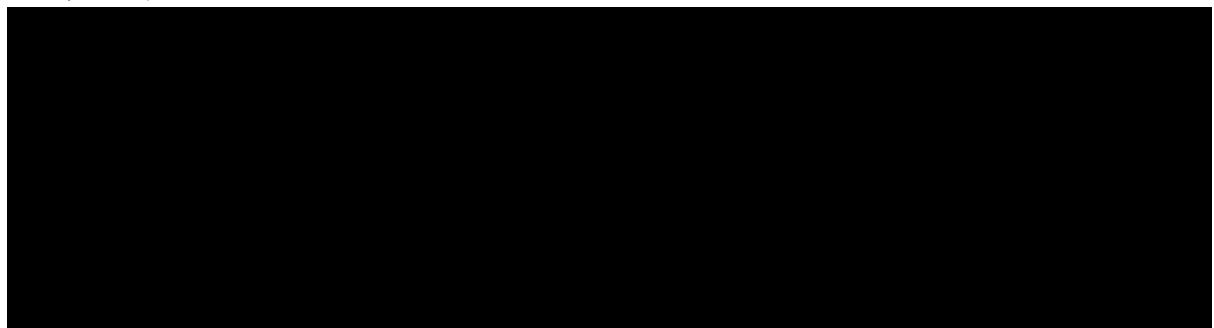
県が貸し付けた農業改良資金の債務者及び連帯保証人に対し、償還請求の訴訟を提起するものである。

### （2）内容

#### ア 件名

農業改良資金貸付金償還請求事件

#### イ 訴訟の相手方

A large rectangular area of the page is completely blacked out, indicating that the names of the defendants have been redacted for confidentiality.

#### ウ 請求内容

農業改良資金貸付金の償還請求

### （3）経過

これまで、訴訟の相手方に対し、県から再三にわたる催告や話し合いを行い解決を試みたが、償還は得られなかつたため、訴訟を提起するものである。